

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に『第2次桜井市障害者福祉基本計画』を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害者施策の展開と推進を図り、「ともに生きる社会の実現」を目標に、誰もが安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指してきました。

本市においては、障害者福祉をめぐる国や県の動向に注視しつつ、障害のある人もない人も互いに尊重し合い、社会全体が当事者を受け入れて合理的な配慮が広がり、共に暮らしやすい地域づくりの実現に向け、『第3次桜井市障害者福祉基本計画』（以下、「本計画」）を策定し、今後の障害者施策の展開を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」で、障害者に関する施策全般にわたる方向性を表す計画です。

第5次桜井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図り、施策を推進していきます。

3 計画期間

本計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度までの10年間です。なお、国の施策の動向やその後の社会情勢の変化、障害者のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の理念

地域には子どもや大人、高齢者、障害者など様々な人が生活しています。誰もが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を実現していくかなければなりません。

また、障害者が主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を創出し、物理的にも精神的にも満たされた社会をめざしていくかなければなりません。

そのため、計画の基本理念を、第2次桜井市障害者福祉基本計画から踏襲し、以下のように定め、計画の推進を明確にします。

ともに生きる社会の実現

障害者だけでなく、すべての住民が役割と責任を持ち、積極的に社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて、福祉サービスの提供や公的な支援だけでなく、ボランティアやNPO、支援団体等の活動を推進します。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、地域で安心して暮らせるネットワークの構築などに取り組んでいき、基本理念の実現に向けて具体的な施策の推進を図っていきます。

5 施策の体系

基本理念

基本方針

基本施策

1 ふれあいのあるくらしの実現 ～障害者への理解と啓発～

- (1) 福祉の風土づくりの促進
- (2) 障害を理由とする差別解消の推進
- (3) 啓発・広報の推進
- (4) 情報提供の充実

2 安心で快適なくらしの実現 ～地域生活～

- (1) 生活安定施策の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 人権・権利擁護の推進
- (4) 相談支援体制の確保

3 子どもの特性にあった暮らしの実現 ～療育・教育～

- (1) 療育の充実
- (2) 障害児サービスの充実
- (3) インクルーシブ教育の推進

4 すこやかなくらしの実現 ～保健・医療～

- (1) 母子保健対策の推進
- (2) 成人保健対策の推進
- (3) 医療サービスの充実

5 はたらく喜びのあるくらしの実現 ～雇用・就労～

- (1) 就業機会の拡大

6 ゆとりと生きがいのあるくらしの実現 ～社会参加～

- (1) 生涯学習の推進

7 地域で安全なくらしの実現 ～まちづくり～

- (1) 生活環境の整備
- (2) 移動・交通対策の推進
- (3) 災害時の安心・安全策の強化